

# 「宮崎県犯罪被害者等支援基本計画」に基づく 施策の実施状況（令和6年度）

宮崎県総合政策部人権同和对策課

「宮崎県犯罪被害者等支援基本計画（以下「基本計画」という。）」は、令和3年7月に公布・施行した「宮崎県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）に基づき、県が行う犯罪被害者支援に関する具体的施策等を示すもので、県では、各部局が連携を図りながら、犯罪被害者等支援施策を実施しています。

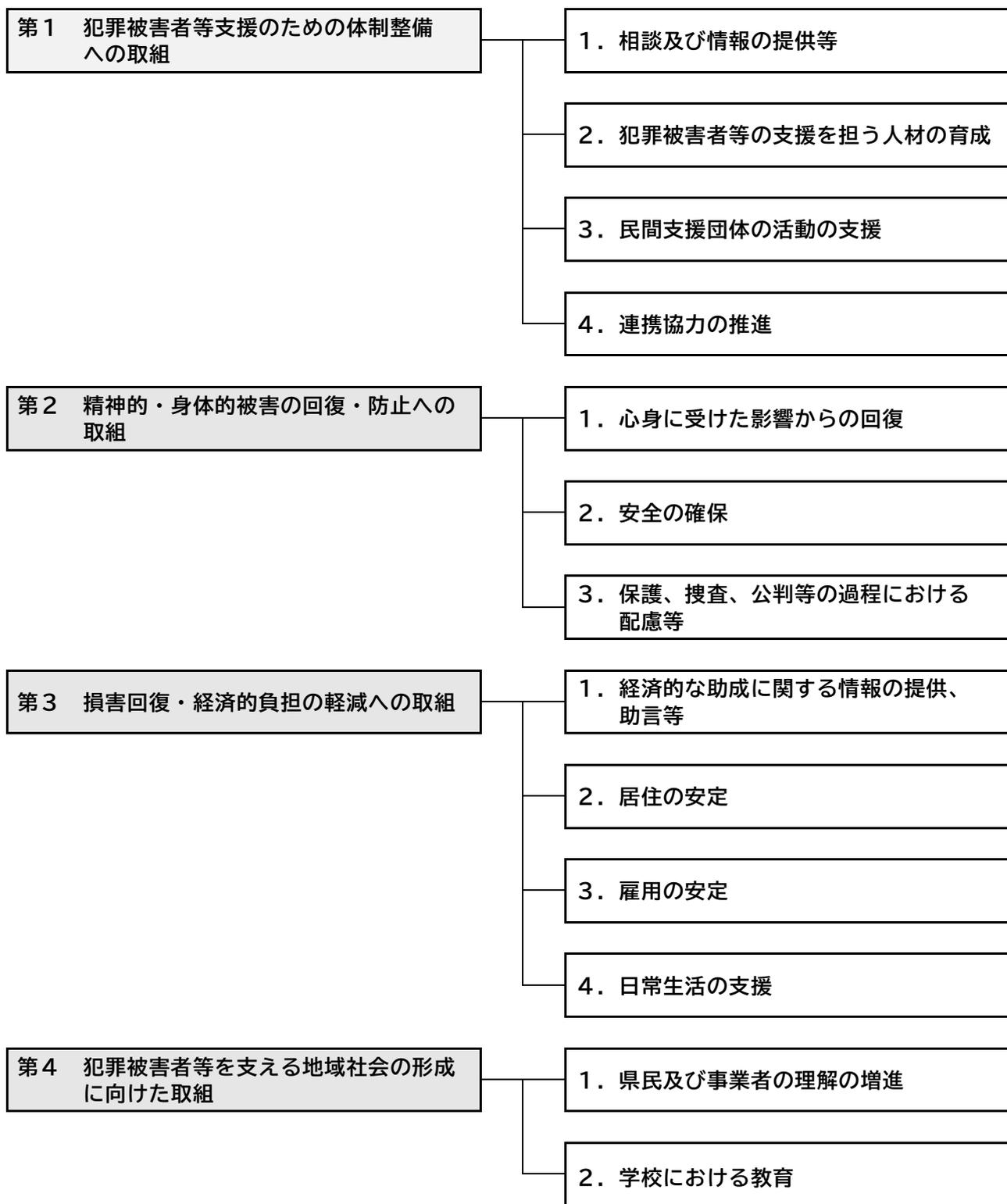
条例第9条第4項の規定に基づき、令和6年度における犯罪被害者支援施策の実施状況について公表します。

令和8年3月25日

宮崎県総合政策部 人権同和対策課

## 重点課題と基本的施策の体系

県条例に規定する基本的施策を下表のように4つの重点課題ごとに位置づけて、推進します。



## 第1 犯罪被害者等支援のための体制整備への取組

### 1 相談及び情報の提供等（第11条）

| 内 容                      | 令和6年度の実施状況   | 担当部局  |
|--------------------------|--|-------|
| ①総合的対応窓口における相談対応         | ・県庁のホームページやリーフレット等において、県の総合的対応窓口についての周知を行うとともに、市町村や県警、みやぎき被害者支援センター、法テラス等の関係機関の相談窓口や連絡先を掲載した。  | 総合政策部 |
| ②人権啓発センターにおける相談対応        | ・人権相談窓口において相談者からの相談に応じるとともに、相談の内容に応じて適切な専門機関や関係機関を紹介した。<br><br>・各種リーフレットやポスターにおいて、「子どもの人権110番」、「女性の人権ホットライン」、「みんなの人権110番」等の人権相談窓口を掲載するとともに、県主催の人権講座や研修等でリーフレットを配布した。               | 総合政策部 |
| ③警察における相談体制の充実等          | ・県警ホームページ等に各相談窓口の連絡先を掲載し、相談窓口の周知を図った。<br><br>・24時間対応可能な性犯罪相談ダイヤルを設置し、相談者が希望する性別の職員が対応している。<br><br>・県内に14台（警察本部と13警察署）にヤングテレホンを設置し、少年相談を受理することとしており、各種非行防止教室や広報資料で電話番号を紹介し利用促進を図った。 | 警察本部  |
| ④犯罪被害者等早期援助団体との連携・協力     | ・犯罪被害者等早期援助団体である「みやぎき被害者支援センター」への情報提供については、警察において事前に犯罪被害者等に対して制度の説明を十分に行い、本人等の承諾が得られた場合にのみ実施しているが、その際も、犯罪被害者等の負担や二次被害防止を十分に考慮した上で実施した。   | 警察本部  |
| ⑤犯罪発生状況等の情報提供の実施         | ・凶悪犯罪や子供への声かけ等が発生した際には防犯メールを活用して、住民への情報発信を行った。<br><br>・また、窃盗や詐欺等の発生状況について、地域安全情報を配信し、各地区の回覧板や県警SNSを活用して、住民への情報提供を行った。  | 警察本部  |
| ⑥性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」 | ・性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」において、性暴力被害者等からの相談に対応した。（相談件数 472件：電話 369件、面談 87件、メール 1件、LINE 15件）<br><br>・相談者の状況に応じて、医療支援やカウンセリング（公認心理師・臨床心理士）、法律相談（弁護士）等の支援や付き添いを行った。                     | 総合政策部 |
| ⑦妊娠総合相談支援                | ・県の各保健所及び女性専門相談センター「スマイル」において、電話や面談での相談に応じた。（相談件数 保健所 18件、スマイル 161件）<br><br>・特に、思いがけない妊娠については女性専門相談センター「スマイル」へ 13 件の相談があり、適切な情報提供を含め相談支援を実施した。                                     | 福祉保健部 |

| 内 容                          | 令和6年度の実施状況   | 担当部局           |
|------------------------------|--|----------------|
| ⑧ 配偶者暴力相談支援センター等における相談及び情報提供 | <p>・配偶者暴力相談支援センターの相談窓口を記載したカードやリーフレットを、市町村や関係機関、希望する学校に配布したほか、パネル展等で設置・配布した。（「デートDV防止啓発リーフレット」（8,000部）を作成）</p> <p>・配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者からの相談に応じた。（相談件数 603 件）</p>   | 総合政策部<br>福祉保健部 |
| ⑨ 児童虐待通告に関する対応の充実            | <p>・児童相談所において、24時間・365日対応できる体制を整備した。（夜間・休日相談件数 286 件）</p>  | 福祉保健部          |
| ⑩ 学校内における相談体制の充実             | <p>・スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣により、教育相談体制の充実や学校への支援が図られ、悩み等を抱える児童生徒及びその保護者に対して、きめ細かな支援を図ることができた。</p> <p>・重篤な事案について、臨床心理士を緊急派遣し、児童生徒の心のケアに十分対応できた。</p> <p>・スクールカウンセラー 91名(相談件数 17,217 件)<br/>小学校<br/>中規模～大規模校（84時間：114校）、<br/>小規模校（42時間：46校）、極小規模校（12時間：44校）<br/>中学校<br/>大規模校（336時間：5校）、中規模校（168時間：82校）、<br/>小規模校（84時間：28校）、<br/>極小規模校（12時間～42時間：9校）<br/>県立学校<br/>県内を3校ずつの15エリアに分け配置(1エリア160時間)<br/>その他<br/>教育支援センター（246時間）<br/>スーパーバイザー2名（各48時間）</p> <p>・スクールソーシャルワーカー 37名(相談件数 10,947 件)<br/>県教育支援センター1名、県立学校10名、教育事務所10名（中部：4名、南部：2名、北部：4名）、13市町が独自に計16名配置（県が市町に対し一部補助）</p> | 教育委員会          |
| ⑪ 学校外における相談窓口の充実             | <p>・学校外における相談体制として「24時間子供SOSダイヤル」「宮崎県子どもSNS相談」「ひなた子どもネット相談」を運用し、相談者からの相談に応じた。<br/>（相談件数：「24時間子供SOSダイヤル」601件、「宮崎県子どもSNS相談」297件、「ひなた子どもネット相談」154件）</p>   | 教育委員会          |
| ⑫ 交通事故相談所                    | <p>・県交通事故相談所において、相談員（損保会社OB）が交通事故に関する相談に対応した。（相談件数 123 件）</p>  | 総合政策部          |
| ⑬ 消費生活センター                   | <p>・県内3箇所（宮崎・都城・延岡）の消費者生活センターにおいて、専門資格を有する相談員が消費者被害に関する相談に対応した。（R6相談件数：5,179件）</p>   | 総合政策部          |
| ⑭ 民生委員・児童委員による生活相談           | <p>・地域住民の悩み事を聞き、必要な支援機関につなぐ役割を担う民生委員・児童委員の資質の向上や活動しやすい環境づくりを図るため、民生委員・児童委員の研修を行ったほか、委員活動に必要な資材提供等を行った。</p>   | 福祉保健部          |

| 内 容                   | 令和6年度の実施状況   | 担当部局    |
|-----------------------|--|---------|
| ⑮ 高齢者権利擁護センターにおける相談対応 | <p>・高齢者権利擁護に関する市町村や地域包括支援センター職員、県民からの様々な相談に対する助言等を行う窓口を設置した。<br/>市町村・地域包括センター等からの相談対応件数 23件</p> <p>・高齢者虐待防止等に関する市町村への広域的な支援として、市町村単独での対応が困難な事例に対し、弁護士、社会福祉士で構成される宮崎県高齢者虐待専門職チームを、市町村が実施するケース会議への派遣や FAX 等による専門相談を行い、支援を行った。<br/>専門職チームの相談対応件数 28件</p>  | 福祉保健部   |
| ⑯ 障がい者権利擁護センター運営事業    | <p>・県障がい者権利擁護センターにおいて、障がい者虐待を受けた障がい者の支援及び養護者に対する支援に関し、相談又は相談機関のあっせんを実施した件数（153件）</p> <p>・障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施状況<br/>①市町村担当者研修（オンライン）（参加者 32名）<br/>②共通研修（オンデマンド）<br/>：障害福祉サービス事業所等向け（参加者：424名）<br/>：保育施設従事者、医療機関職員向け（参加者：23名）<br/>③管理者コース研修（参加者：187名）<br/>④従事者コース研修（参加者：237名）<br/>⑤虐待防止センター担当職員等研修（参加者：22名）</p> | 福祉保健部   |
| ⑰ 外国人住民への行政・生活情報の提供   | <p>「みやぎき外国人サポートセンター」を運営し、外国人住民からの各種相談に応じるとともに、相談内容に応じて関係機関へ繋いだ。</p> <p>【営業日】火曜日～土曜日 10:00～19:00（祝日・年末年始除く）<br/>【場所】カリノ宮崎地下1階（宮崎市橘通東4-8-1）<br/>【体制】所長、相談員2名<br/>※多言語コールセンターにより日本語のほか 22 語に対応<br/>※窓口、電話、メール・オンライン（Zoom）等</p>  | 商工観光労働部 |

## 2 犯罪被害者等の支援を担う人材の育成（第21条）

| 内 容                            | 令和6年度の実施状況   | 担当部局 |
|--------------------------------|--|------|
| ① 警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する教養       | <p>・警察職員を対象とした研修会を行い、犯罪被害者等への支援要領の教養を行った。</p> <p>・警察職員を対象とした警察学校での教養において、犯罪被害者遺族の講演を組み込む等、犯罪被害者等への理解を深める教養を実施した。</p> <p>・警察学校における授業や会議等で、新規採用職員や若手職員、幹部職員など、それぞれのキャリアに応じた教養を行った。</p> | 警察本部 |
| ② 犯罪被害者等早期援助団体の支援員に対する研修の充実    | <p>・みやぎき被害者支援センターの支援員の研修会に警察本部の職員を派遣し、犯罪被害者支援の現状等に関する教養を行い、センター支援員の知識向上を支援した。</p>  | 警察本部 |
| ③ 犯罪被害者支援に携わる警察職員への心理的影響に対する配慮 | <p>・幹部出席の会議や、各研修等において、代理受傷に関する教養を行った。</p> <p>・新規採用の警察職員に対しては、警察学校の「犯罪被害者支援教養」において、代理受傷に関する講義を行った。</p>  | 警察本部 |

| 内 容                               | 令和6年度の実施状況  | 担当部局  |
|-----------------------------------|---|-------|
| ④市町村職員等を対象とした会議、研修会の実施            | ・「市町村犯罪被害者等施策主管課長会議」をオンラインで開催し、市町村の担当課室の職員、庁内の関係課職員等が出席した。（令和6年11月7日・42名参加）   | 総合政策部 |
| ⑤児童虐待防止に携わる関係者への研修の充実と児童相談所の専門性強化 | ・県内の小中学校、保育所、幼稚園等の職員等を対象とした児童虐待の防止及び対応のための研修を実施した。（31回、受講者668名）<br><br>・児童相談所や市町村の職員を対象とした児童福祉司任用前講習会（1回、修了者16名）、児童福祉司任用後研修（1回、修了者13名）、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修（1回、修了者23名）等を実施した。  | 福祉保健部 |
| ⑥養護教諭等の資質の向上                      | ・養護教諭を対象とした基幹研修の中で、児童・生徒の心のケアに必要な知識や技能に関する研修を実施した。（7回、112名参加）<br>・全国学校保健・安全研究大会への参加勸奨を行ったり、県高等学校等教育研究会養護部会研究協議会（1回、76名参加）を開催し、学校保健の充実や養護教諭の資質向上を図った。  | 教育委員会 |
| ⑦市町村職員等を対象とした高齢者虐待防止に関する研修会の実施    | ・高齢者虐待防止法をもとに、行政関係者の責務や事案発生時の対応と役割を理解し、速やかに対応ができるよう、法令に基づく基礎知識や事例を通じた初動期における対応を重点的に取り扱った「高齢者虐待防止研修」を実施した。<br>高齢者虐待防止研修（市町村等向け）3回実施・のべ169名参加   | 福祉保健部 |
| ⑧障がい者権利擁護センター運営事業【再掲】             | ・県障がい者権利擁護センターにおいて、障がい者虐待を受けた障がい者の支援及び養護者に対する支援に関し、相談又は相談機関のあっせんを実施した件数（153件）<br><br>・障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施状況<br>①市町村担当者研修（オンライン）（参加者32名）<br>②共通研修（オンデマンド）<br>：障害福祉サービス事業所等向け（参加者：424名）<br>：保育施設従事者、医療機関職員向け（参加者：23名）<br>③管理者コース研修（参加者：187名）<br>④従事者コース研修（参加者：237名）<br>⑤虐待防止センター担当職員等研修（参加者：22名） | 福祉保健部 |

### 3 民間支援団体の活動の支援（第22条）

| 内 容                     | 令和6年度の実施状況   | 担当部局 |
|-------------------------|--|------|
| ①民間支援団体に対する基盤強化のための各種施策 | ・警察職員がみやぎき被害者支援センターの支援員に対し、犯罪被害者支援に関する教養を実施した。<br><br>・みやぎき被害者支援センターの取組について、会議や研修等の機会を活用して、同センター職員や県警の犯罪被害者支援担当者が周知・広報を行った。<br><br>・みやぎき被害者支援センターに対し、犯罪被害者支援に関する理解の増進等に係る事業及び支援活動員等の技能取得のための研修事業等の業務を委託した。 | 警察本部 |

| 内 容                      | 令和6年度の実施状況  | 担当部局                   |
|--------------------------|---|------------------------|
| ②民間支援団体と連携・協力した広報啓発活動の推進 | ・犯罪被害者等の実態について正しく理解し、犯罪被害者等に対する支援の必要性等を広く県民に周知するため、「犯罪被害者週間」にみやぎき被害者支援センターと県警が共催、県と県教育委員会が後援で「犯罪被害者支援フォーラム」を開催した。<br>(会場：宮崎市民プラザ オルブライドホール、開催日 11月17日、参加者約350名) | 警察本部<br>総合政策部<br>教育委員会 |
| ③民間支援団体の活動の周知・広報         | ・県庁ホームページの犯罪被害者等の相談窓口のページにみやぎき被害者支援センターの連絡先等を掲載した。  | 総合政策部                  |

#### 4 連携協力の推進(第4条第2項)

| 内 容                              | 令和6年度の実施状況   | 担当部局  |
|----------------------------------|--|-------|
| ①犯罪被害者等支援ネットワークの連携               | ・犯罪発生直後から、捜査と並行して支援活動を実施した。また、犯罪被害者等に、みやぎき被害者支援センターや同センターの支援内容を教示し、情報提供の促進を図った。  | 警察本部  |
| ②関係機関・団体との連携協力の充実及び強化            | ・宮崎県犯罪被害者等支援連絡協議会の幹事会及び総会を実施し、関係機関同士の情報共有及び連携強化を図った。<br>幹事会1回・参加者34名(新規加入希望機関からの説明、「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」のとりまとめ結果)<br>総会1回・参加者39名(犯罪被害者等施策推進課他機関連携係課長補佐による講話)<br><br>・県内全警察署に設置している「犯罪被害者等支援連絡協議会」のうち11協議会で、地域の犯罪被害者等支援体制の充実・強化を図るため、各警察署管内の市町村、学校、医療機関、弁護士会等との情報共有や意見交換を行った。 | 警察本部  |
| ③市町村に対する情報提供、助言及び連携              | ・市町村の担当課室の職員を対象とする「市町村犯罪被害者等施策主管課長会議」を開催し、全国の犯罪被害者等支援施策の動向や県内における犯罪被害者等支援の取組について、情報提供を行った。(令和6年11月7日・42名参加)<br><br>・犯罪被害者等支援に関する市町村からの問合せに対して、情報提供を行った。  | 総合政策部 |
| ④DV被害者保護支援ネットワーク会議の充実            | ・困難女性支援法に基づく支援調整会議(こども家庭課主催)を開催し、DV被害者支援の取組を行う中で、警察、児童相談所をはじめ、法務局、医療機関、市町村、社会福祉協議会等の関係機関との連携強化を図った。<br><br>・県内3地区で実務者会議を開催し、DV被害者支援に係る事例検討を行い、DV被害者の保護支援関係機関間の連携を強化した。   | 福祉保健部 |
| ⑤宮崎県高齢者虐待防止連絡会議における関係機関との連携体制の充実 | ・高齢者権利擁護に関する関係機関との高齢者権利擁護における市町村との連携や支援のあり方等について協議する「高齢者虐待防止連絡会議」を開催した。  | 福祉保健部 |

| 内 容                             | 令和6年度の実施状況   | 担当部局  |
|---------------------------------|--|-------|
| ⑥ 要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携体制の充実 | <p>・各市町村の要保護児童対策地域協議会に県内の各児童相談所が出席し、市町村における当該児童等の情報を共有するとともに、連携を図った。</p> <p>・実務を担う市町村の要保護児童対策地域協議会の担当職員に対して、各都道府県の重大事例等検証報告書について情報提供を行うとともに、資質向上のため市町村の職員を対象とした要保護児童対策調整機関の調整担当者研修（1回、修了者16名）等を実施した。</p>   | 福祉保健部 |
| ⑦ 障がい者権利擁護センター運営事業【再掲】          | <p>・県障がい者権利擁護センターにおいて、障がい者虐待を受けた障がい者の支援及び養護者に対する支援に関し、相談又は相談機関のあっせんを実施した件数（153件）</p> <p>・障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施状況</p> <p>①市町村担当者研修（オンライン）（参加者32名）</p> <p>②共通研修（オンデマンド）</p> <p>：障害福祉サービス事業所等向け（参加者：424名）</p> <p>：保育施設従事者、医療機関職員向け（参加者：23名）</p> <p>③管理者コース研修（参加者：187名）</p> <p>④従事者コース研修（参加者：237名）</p> <p>⑤虐待防止センター担当職員等研修（参加者：22名）</p> | 福祉保健部 |

## 第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

### 1 心身に受けた影響からの回復（第12条）

| 内 容                           | 令和6年度の実施状況  | 担当部局  |
|-------------------------------|---|-------|
| ① 犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施及び充実    | ・犯罪被害者等からカウンセリングの要望があった場合は、みやぎき被害者支援センターと連携を図りながら、カウンセリングを行った。（カウンセリング件数 65 件）  | 警察本部  |
| ② 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供        | ・犯罪被害者等の意向を踏まえ、みやぎき被害者支援センターへ情報提供を行った。（情報提供件数 19 件）   | 警察本部  |
| ③ 性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」【再掲】 | ・性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」において、性暴力被害者等からの相談に対応した。（相談件数 472 件：電話 369 件、面談 87 件、メール 1 件、LINE 15 件）<br><br>・相談者の状況に応じて、医療支援やカウンセリング（公認心理師・臨床心理士）、法律相談（弁護士）等の支援や付き添いを行った。   | 総合政策部 |
| ④ 高次脳機能障がい者への支援               | ・高次脳機能障がい者への対応が可能な支援協力医療機関 47 機関（令和7年3月31日時点）の情報を県 HP に公開するとともに、高次脳機能障がい者のための通所教室を2教室開所して地域支援ネットワークの構築・強化に取り組んだ。<br><br>・支援拠点機関である身体障害者相談センター等において相談支援を行うとともに、医療従事者を対象とした県医師会との共催による研修を実施した（相談件数：263件、医療従事者向け研修会1回）。また、普及啓発活動として、普及啓発セミナー（2回）の開催、県内市町村の公立図書館での巡回展や県防災庁舎エントランスにおける展示など、高次脳機能障がいへの理解促進のための啓発を行った。 | 福祉保健部 |
| ⑤ こころの健康相談事業                  | ・精神保健福祉センターにおいて、保健師及び公認心理師等が相談者からの電話相談に応じるとともに、必要に応じて、精神保健福祉センター職員の面接相談、精神科医による診療相談を行った。（電話相談 7,501 件、面接相談 38 件、診療相談 33 件）  | 福祉保健部 |
| ⑥ 医療機関に関する情報提供                | ・県内の医療機関における医療機能情報を、インターネット（「医療情報ネット（ナビイ）」）において提供した。  | 福祉保健部 |

### 2 安全の確保（第14条）

| 内 容                              | 令和6年度の実施状況  | 担当部局 |
|----------------------------------|---|------|
| ① 犯罪被害者等に関する情報の保護                | ・犯罪被害者に関する報道発表については、犯罪被害者等のプライバシーの保護や意向を十分に尊重した上で、公益性等も含めて総合的に勘案し、報道発表を行った。 | 警察本部 |
| ② 交番・駐在所等の警察官による犯罪被害者等への訪問活動の推進等 | ・交番・駐在所の地域警察官が犯罪被害者等を訪問し、犯罪被害者等の心情に配慮しながら、犯罪被害防止等に関する情報提供や防犯指導、相談の聴取等を実施した。 | 警察本部 |
| ③ 再被害防止措置の推進                     | ・再被害のおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、対象者への定期連絡や自宅周辺のパトロールなど再被害の未然防止活動を実施した。     | 警察本部 |

| 内 容                           | 令和6年度の実施状況  | 担当部局  |
|-------------------------------|---|-------|
| ④ストーカー、DV、児童虐待等の事案への適切な対応     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等において、再被害のおそれのある被害者等に対して、一時避難に係る宿泊費用の公費支出を実施した。</li> <li>・警察において、被害者等の安全確保を第一にした刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等による早期の事案の沈静化を実施した。</li> </ul> (相談等件数：ストーカー事案 490 件、DV事案 947 件) | 警察本部  |
| ⑤DV被害者の一時保護の実施                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談支援センター等の保護施設においてDV被害者の安全確保のための一時保護を実施した。</li> </ul> (一時保護延べ人数 1,035 件)  | 福祉保健部 |
| ⑥児童相談所における子どもの安全確保を最優先にした一時保護 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待通告を受理した児童について、安全確保の必要がある場合に、児童相談所等の保護施設において被害児童の一時保護を実施した。</li> </ul>   | 福祉保健部 |

### 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第17条)

| 内 容                          | 令和6年度の実施状況   | 担当部局 |
|------------------------------|--|------|
| ①保護対策の推進                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団等から危害を受けるおそれのある被害者等に対し、保護対策を実施した。</li> <li>・事件関係者及び暴力団組織からの離脱者等を保護対象者に指定し、緊急通報装置を貸与するなど、状況に応じた警戒体制を取りながら、保護対象者に対する危害の未然防止に努めた。</li> </ul> | 警察本部 |
| ②犯罪被害者等のニーズに応じたきめ細やかな支援      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初に、警察本部及び各警察署において、被害者支援要員を指定し、犯罪被害者等のニーズに応じた支援活動を実施した。</li> </ul>   | 警察本部 |
| ③刑事手続等に関する情報提供の充実            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事手続の概要や犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口について分かりやすく記載した「被害者の手引」を作成し、交付した。</li> <li>・外国人被害者向けの犯罪被害者支援リーフレット(英語、中国語、韓国語)を整備している。</li> </ul>             | 警察本部 |
| ④犯罪被害者等の心情に配慮した環境の整備         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者等からの相談受理や事情聴取の際は、当事者のプライバシーに配慮し、心理的な圧迫の少ない部屋において実施した。</li> </ul>  | 警察本部 |
| ⑤性犯罪被害者の心情への配慮               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪指定捜査員(男性18名、女性20名)を全警察署に配置し、性犯罪被害者からの相談に応じるとともに、支援を行った。</li> <li>・被害者の心情へ配慮した捜査手続きについて、各研修会で教養を実施した。</li> </ul>                           | 警察本部 |
| ⑥被害児童からの事情聴取における配慮           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、早期に代表者聴取を実施した。</li> <li>・公認心理師の資格を有する職員がカウンセリング教養に積極的に参加し、代表者聴取に携わる職員に対し、被害者の心情に配慮した聴取方法に関する教養を実施した。</li> </ul>                     | 警察本部 |
| ⑦被害少年の精神的被害を回復するための継続的な支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害少年に対しては、保護者の同意を得た上で、臨床心理士等によるカウンセリングを実施した。</li> </ul>  | 警察本部 |

### 第3 損害回復・経済的負担の軽減への取組

#### 1 経済的な助成に関する情報の提供、助言等（第18条）

| 内 容                                 | 令和6年度の実施状況  | 担当部局  |
|-------------------------------------|---|-------|
| ①総合的対応窓口における情報提供                    | ・県庁ホームページやリーフレット等において、総合的対応窓口についての周知を行うとともに、市町村や関係機関の相談窓口や連絡先を掲載した。   | 総合政策部 |
| ②日本司法支援センター（法テラス）宮崎地方事務所との連携と県民への周知 | ・県庁ホームページの犯罪被害者等の相談窓口のページに法テラスの連絡先等を掲載するとともに、宮崎県人権啓発センターに法テラスに関する各種リーフレットを配架し、法テラスの活用に関する広報・周知を行った。                             | 総合政策部 |
| ③「被害者の手引」を活用した情報提供                  | ・刑事手続の概要や犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口について分かりやすく記載した「被害者の手引」を作成し、交付した。<br>令和6年度の作成数<br>身体犯被害者用 800部<br>性犯罪被害者用 600部<br>交通事故被害者用 700部 | 警察本部  |
| ④犯罪被害給付制度の周知等                       | ・県警ホームページ及び各種会合等において、給付制度の周知を行った。<br><br>・給付金支給の対象となる被害者等に対して、制度内容や手続について教示を行った。  | 警察本部  |
| ⑤（公財）犯罪被害救援基金との連携                   | ・犯罪被害救援基金のリーフレットを警察本部及び警察署に備え付け、犯罪被害者等給付金支給対象者の世帯に奨学金制度の対象となる子供がいる場合には同制度を教示できるようにしている。   | 警察本部  |
| ⑥医療費等の公費支出制度の周知等                    | ・犯罪被害者等の被害の状況に応じて、各種費用の公費負担を行った。（初診料支出38件、診断書料支出52件等）   | 警察本部  |
| ⑦性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」            | ・性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」において、性暴力被害者等からの相談に対して、医療費やカウンセリング費用（公認心理師・臨床心理士）、法律相談費用（弁護士）の公費負担を行った。（医療費：2件、カウンセリング費用：52件、法律相談費用：6件）  | 総合政策部 |
| ⑧暴力団犯罪による被害回復の支援                    | ・関係機関と暴力団関係相談に関する情報を共有し、連携して適切な対応を行った。<br><br>・不当要求防止責任者講習や各種会議で支援制度の周知を図った。  | 警察本部  |
| ⑨司法解剖に伴う公費負担                        | ・御遺族の心理的負担、経済的負担の軽減のため、司法解剖により死因が犯罪被害と判明した後の犯罪被害者の御遺体の搬送費を公費で負担する制度はあるが、実績なし。   | 警察本部  |
| ⑩交通事故相談所【再掲】                        | ・県交通事故相談所において、相談員（損保会社OB）が交通事故に関する相談に対応した。（相談件数123件）  | 総合政策部 |
| ⑪交通遺児寄附金事業                          | ・対象となる遺児に対し、激励品の配付や新入学、卒業祝金を支給した。（対象者16名、激励品配付16件、新入学祝金1件、卒業祝金4件）   | 総合政策部 |
| ⑫消費生活センター【再掲】                       | ・県内3箇所（宮崎・都城・延岡）の消費者生活センターにおいて、専門資格を有する相談員が消費者被害に関する相談に対応した。（R6相談件数：5,179件）   | 総合政策部 |

## 2 居住の安定（第15条）

| 内 容                   | 令和6年度の実施状況  | 担当部局  |
|-----------------------|---|-------|
| ①被害直後における<br>居住場所の確保  | ・再被害のおそれのある犯罪被害者等に対して、一時避難場所となる宿泊施設を確保するための費用を公費で支出した。<br>(2件)                | 警察本部  |
| ②県営住宅への優先<br>入居及び一時入居 | ・犯罪被害者等に対し、県営住宅の入居者選考における当選倍率の優遇措置や一時的な県営住宅の使用許可を実施した。<br>(優先入居申込3件、一時入居申込0件) | 県土整備部 |

## 3 雇用の安定（第16条）

| 内 容                   | 令和6年度の実施状況   | 担当部局    |
|-----------------------|--|---------|
| ①被害回復のための<br>休暇制度の周知  | ・「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」が紹介されている厚生労働省のホームページ（ポータルサイト）を県のホームページ内にて周知を行った。 | 商工観光労働部 |
| ②犯罪被害者等の就<br>職に関する支援  | ・犯罪被害者等を含む求職者（若者、女性、高齢者が対象）に対し、就職相談への対応、就職情報の提供、マッチング等を行った。            | 商工観光労働部 |
| ③労働相談及び個別<br>労働紛争への対応 | ・労働者（犯罪被害者等を含む）が気軽に相談できるよう、県庁ホームページや労働情報誌への掲載等により、労働相談窓口について広く周知した。    | 商工観光労働部 |

## 4 日常生活の支援（第13条）

| 内 容                           | 令和6年度の実施状況  | 担当部局  |
|-------------------------------|---|-------|
| ①生活困窮者自立支<br>援制度              | ・県及び9市の生活困窮者自立相談支援機関において2,097件の新規相談を受け付け、385件の自立支援計画を作成して生活困窮者の自立の促進を図るための支援を行った。                   | 福祉保健部 |
| ②市町村と連携した<br>支援制度の活用          | ・県庁ホームページにおいて、市町村の総合的対応窓口の連絡先を掲載するとともに、「市町村職員研修」等を活用して、市町村の総合的対応窓口における対応を依頼した。                      | 総合政策部 |
| ③民間支援団体等が<br>行う直接支援等の情<br>報提供 | ・県警が実施する各種キャンペーンや研修等において、みやぎ被害者支援センターが行っている直接支援や相談支援等に関する広報を行った。それ以外の民間支援団体に対する実績はなし。               | 警察本部  |
| ④民生委員・児童委員<br>による生活相談<br>【再掲】 | ・地域住民の悩み事を聞き、必要な支援機関につなぐ役割を担う民生委員・児童委員の資質の向上や活動しやすい環境づくりを図るため、民生委員・児童委員の研修を行ったほか、委員活動に必要な資材提供等を行った。 | 福祉保健部 |

#### 第4 犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた取組

##### 1 県民及び事業者の理解の増進（第19条）

| 内 容                        | 令和6年度の実施状況  | 担当部局  |
|----------------------------|---|-------|
| ①犯罪被害者等の人権に関する啓発           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民を対象とした「県民人権講座」において、犯罪被害者等をテーマとした講座を実施した。（11月18日、39名参加）</li> <li>・人権啓発センター情報誌「じんけんの風」において、犯罪被害者等に関する記事を掲載した。</li> <li>・宮崎県人権啓発センターにおいて、犯罪被害者等に関するDVDの貸し出しを行ったほか、研修等においてDVDを利用した。</li> </ul>  | 総合政策部 |
| ②犯罪被害者等支援に関する広報・啓発事業       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」に、犯罪被害者等に関する県民への理解増進、周知向上を図るため、みやざき被害者支援センターと共同で県立図書館の展示スペースにおいて展示を行った。</li> <li>・社会全体で被害者を支える気運を醸成するため、警察署及びみやざき被害者支援センターと共同で、商業施設等において、広報啓発グッズを配布するなど、広報啓発活動を行った。</li> <li>・県警、県、各市町村のホームページ及び広報誌等を活用して、「犯罪被害者週間」に関する広報を実施した。</li> </ul>                   | 警察本部  |
| ③各種広報媒体を活用した犯罪被害者等の広報啓発の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県警の広報誌等を活用して、犯罪被害者等の支援に関する広報を実施した。</li> <li>・県内の交番や駐在所が作成し、地域住民に配布している「ミニ広報誌」に、犯罪被害者支援の記事を掲載した。</li> <li>・宮崎市内に設置されている大型ビジョン（3か所）や宮崎運転免許センターに設置されているモニターにおいて、みやざき被害者支援センターの支援内容に関する動画を放映した。</li> <li>・FMラジオを通じて、視聴者に犯罪被害者の実情を伝えるとともに、宮崎県警やみやざき被害者支援センターの支援内容についての説明を行った。</li> </ul> | 警察本部  |
| ④女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～11月25日）」を中心に、県男女共同参画センター等と連携して、広報・啓発活動を実施した。</li> </ul>  | 総合政策部 |
| ⑤配偶者等からの暴力防止               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～11月25日）」を中心に、街頭イベント「パープルリボンキャンペーン」やパネル展、各種メディアを活用した啓発活動を実施した。（街頭イベント：11月17日宮崎駅前広場）</li> <li>・市町村や関係機関、希望する学校に対して、交際相手からの暴力（デートDV）防止に関するリーフレットを配布した。</li> </ul>   | 総合政策部 |

| 内 容                    | 令和6年度の実施状況   | 担当部局  |
|------------------------|--|-------|
| ⑥ 児童虐待防止に対する意識啓発       | <p>・「児童虐待防止月間（11月）」を中心にポスター、懸垂幕、ラジオ等での広報による児童虐待防止の啓発活動を実施した。</p> <p>・児童虐待防止、体罰等防止に関して、大型ショッピングモール等においてイベントを開催し、児童虐待防止に関する普及啓発のため資料等を配布、掲示した。</p> <p>・体罰によらない子育て啓発のため、NPOや福祉団体等への研修を実施した。（30回、受講者613名）</p> <p>・県内の小中学校、保育所、幼稚園等の職員等を対象とした児童虐待防止及び対応に関する研修を実施した。</p>   | 福祉保健部 |
| ⑦ みやぎき家庭教育サポート推進事業     | <p>・全庁的に家庭教育を支援するための推進体制を構築するため、家庭教育支援庁内連絡会を行った。関係各課・室による事業報告、家庭教育支援に係る施策の連携について協議することで周知及び情報共有の場となった。各課・室の研修会や講座等の「みやぎき学び応援ネット」への掲載依頼を受けたり、みやぎき家庭教育サポートプログラムの活用も見られたりした。</p> <p>・みやぎき家庭教育サポートプログラムの活用については、開催方法の工夫が見られ、190件実施した。また、みやぎき家庭教育支援啓発ポスターを1,400部作成し、研修や会議等を通して周知を図った。</p>   | 教育委員会 |
| ⑧ 人権教育総合推進事業           | <p>・人権教育行政担当者等研修会を参集型で実施した。市町村訪問の際に「人権教育というとなかなか人が集まらない」という意見があったことから、「身近な人権について考える」というテーマで、防災・安心プランナーの柳原志保氏に講話を依頼した。「みんなに優しいぼうさい」～3度の大地震の教訓をママ目線で伝える～と題しての講演であった。防災時の人権への配慮等、わかりやすい内容でよかったという参加者の声が多く聞かれ、市町村への広がりも期待される内容であった。</p> <p>・市町村訪問では、教育委員会以外の関係部局とも連携して人権啓発推進協議会を実施している自治体の情報等を共有することができた。</p>                          | 教育委員会 |
| ⑨ 交通安全運動期間における広報・啓発    | <p>・各季の交通安全運動期間を中心に交通安全に関する啓発活動を実施した。</p>  | 総合政策部 |
| ⑩ 障がい者権利擁護センター運営事業【再掲】 | <p>・県障がい者権利擁護センターにおいて、障がい者虐待を受けた障がい者の支援及び養護者に対する支援に関し、相談又は相談機関のあっせんを実施した件数（件数153件）</p> <p>・障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施状況</p> <p>①市町村担当者研修（オンライン）（参加者32名）</p> <p>②共通研修（オンデマンド）</p> <p>：障害福祉サービス事業所等向け（参加者：424名）</p> <p>：保育施設従事者、医療機関職員向け（参加者：23名）</p> <p>③管理者コース研修（参加者：187名）</p> <p>④従事者コース研修（参加者：237名）</p> <p>⑤虐待防止センター担当職員等研修（参加者：22名）</p> | 福祉保健部 |

## 2 学校における教育（第20条）

| 内 容                         | 令和6年度の実施状況   | 担当部局  |
|-----------------------------|--|-------|
| ①学校における人権教育の推進              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小・中・義務教育学校及び県立学校の教職員を対象に、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育に関する研修を実施した。（23回、参加者数1,436名）</li> </ul>  | 教育委員会 |
| ②学校におけるいのちを大切にする教育の推進       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月1日～7日を「宮崎県いのちの教育週間」と設定し、各学校において、この日を中心に「いのちの教育」を重点的に行うことで、県下一斉に「いのちの大切さ」について考える機会とした。</li> <li>・各学校において、年間を通して、生命尊重やいのちの大切さを実感できる学習に取り組んだ。</li> </ul>  | 教育委員会 |
| ③学校内における教育の充実               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒や教職員、保護者を対象とした「ITアドバイザー派遣」を行い、インターネット上での誹謗中傷やプライバシー侵害等の事例を説明するなど、インターネットやスマートフォン等の適切な利用に関する啓発活動を実施した。（ITアドバイザー派遣 37件）</li> <li>・学校における安全教育を、研修会等を実施することで充実させることができた。</li> </ul>  | 教育委員会 |
| ④次世代を担う若年層を対象とした被害者支援の理解の増進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の中学校14校、県立高校2校において「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、合計5,560名の生徒が聴講した。</li> <li>・大学生を対象とした犯罪被害者等に関する講演を開催し、犯罪被害者等支援に関する若年層の啓発を行った。</li> <li>・みやぎき被害者支援センターと連携して一行詩「生命のこえコンテスト」を行い、小学生から社会人まで、幅広い年齢層から多くの応募があり、被害者支援や命の大切さについて考える機会となった。</li> </ul> | 警察本部  |